

京都市上下水道企業管理規程第11号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「10級」を「9級」に改める。

第7条を次のように改める。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、第5項に定めるものを除き、毎年1月1日に、同日前1年間

(別に定める場合にあつては、別に定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好であることにより管理者が特に適当であると認める職員

4号給を超える号給数で別に定める号給数

(2) 勤務成績が良好である職員 4号給

(3) 勤務成績が良好でない職員 4号給に達しない号給数で別に定める号給数

3 55歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前2項の規定にかか

ならず、別に定める。

5 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合

(2) その他別に定める場合

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第11条を次のように改める。

#### 第11条 削除

第16条第1項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第20条第1項中「、100分の12」を「100分の18」に改める。

第22条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第28条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の業務に従事する職員に対し、当該職員の1月の処理件数（前項第1号の業

務にあつては水道メーター一点検の件数，前項第2号の業務にあつては水道メーター取替え1個につき別表第5に掲げる件数をいう。以下同じ。) 1件について，次の各号に掲げる額をそれぞれ支給する。

(1) 第1号に掲げる業務に従事する職員 7円

(2) 第2号に掲げる業務に従事する職員 42円

第28条第3項から第5項までを削り，同条第6項を同条第3項とし，同条第7項中「別表第7」を「別表第6」に改め，同項を同条第4項とする。

第37条の4本文中「100分の30」を「100分の35」に改める。

附則中第4項及び第5項を削り，第6項を第4項とする。

附則第7項中「前3項」を「前項」に改め，同項を附則第5項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 上下水道局企業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	130,200	178,300	214,000	245,200	262,700	284,200	316,200	349,700	395,800
2	131,200	180,100	215,800	247,300	264,900	286,500	318,800	352,500	398,800
3	132,200	181,900	217,600	249,400	267,100	288,800	321,400	355,300	401,800
4	133,200	183,700	219,400	251,500	269,300	291,100	324,000	358,100	404,800
5	134,000	185,400	221,100	253,600	271,500	293,400	326,600	360,700	407,800
6	135,100	187,200	223,000	255,700	273,700	295,700	329,200	363,500	410,800
7	136,200	189,000	224,900	257,800	275,900	298,000	331,800	366,300	413,800
8	137,300	190,800	226,800	259,900	278,100	300,300	334,400	369,100	416,800
9	138,400	192,500	228,600	262,100	280,300	302,600	337,000	371,700	419,800
10	139,500	194,300	230,600	264,300	282,500	304,900	339,600	374,500	422,800
11	140,600	196,100	232,600	266,500	284,700	307,200	342,200	377,300	425,800
12	141,700	197,900	234,600	268,700	286,900	309,500	344,800	380,100	428,800
13	142,800	199,600	236,600	270,800	289,200	311,800	347,400	382,800	431,800
14	144,100	201,400	238,600	273,000	291,500	314,100	350,000	385,700	434,800
15	145,400	203,200	240,600	275,200	293,800	316,400	352,600	388,600	437,800
16	146,700	205,000	242,600	277,400	296,100	318,700	355,200	391,500	440,800
17	148,000	206,700	244,600	279,600	298,400	321,100	357,800	394,200	443,800
18	149,500	208,500	246,600	281,800	300,700	323,400	360,400	397,200	446,800
19	151,000	210,300	248,600	284,000	303,000	325,700	363,000	400,200	449,800
20	152,500	212,100	250,600	286,200	305,300	328,000	365,600	403,200	452,800
21	153,800	213,800	252,600	288,500	307,600	330,300	368,200	406,200	455,800
22	155,800	215,600	254,600	290,800	309,900	332,500	370,900	409,100	458,900
23	157,800	217,400	256,600	293,100	312,200	334,700	373,600	412,000	462,000
24	159,800	219,200	258,600	295,400	314,500	336,900	376,300	414,900	465,100
25	161,700	220,900	260,500	297,700	316,800	339,200	379,100	417,700	468,000
26	163,700	222,700	262,400	300,000	319,000	341,400	381,800	420,500	471,100
27	165,700	224,500	264,300	302,300	321,200	343,600	384,500	423,300	474,200
28	167,700	226,300	266,200	304,600	323,400	345,800	387,200	426,100	477,300
29	169,600	228,200	268,200	306,900	325,700	348,000	390,000	428,700	480,200
30	171,600	230,200	270,100	309,100	327,900	350,200	392,700	431,400	483,600
31	173,600	232,200	272,000	311,300	330,100	352,400	395,400	434,100	487,000
32	175,600	234,200	273,900	313,500	332,300	354,600	398,100	436,800	490,400
33	177,400	236,200	275,800	315,800	334,300	356,800	400,800	439,600	493,800
34	179,200	238,200	277,700	318,000	336,400	359,000	403,200	442,300	496,900
35	181,000	240,200	279,600	320,200	338,500	361,200	405,600	445,000	500,000
36	182,800	242,200	281,500	322,400	340,600	363,400	408,000	447,700	503,100
37	184,500	244,200	283,200	324,400	342,700	365,600	410,500	450,400	506,300
38	186,300	246,200	285,100	326,500	344,800	367,800	412,800	453,000	509,000
39	188,100	248,200	287,000	328,600	346,900	370,000	415,100	455,600	511,700
40	189,900	250,200	288,900	330,700	349,000	372,200	417,400	458,200	514,400
41	191,600	252,100	290,600	332,800	351,100	374,300	419,500	460,600	517,000
42	193,400	254,000	292,400	334,900	353,200	376,400	421,700	462,700	519,300
43	195,200	255,900	294,200	337,000	355,300	378,500	423,900	464,800	521,600

44	197,000	257,800	296,000	339,100	357,400	380,600	426,100	466,900	523,900
45	198,600	259,500	297,900	341,200	359,400	382,500	428,100	469,100	526,300
46	200,400	261,300	299,600	343,300	361,300	384,400	429,700	471,200	528,600
47	202,200	263,100	301,300	345,400	363,200	386,300	431,300	473,300	530,900
48	204,000	264,900	303,000	347,500	365,100	388,200	432,900	475,400	533,200
49	205,600	266,700	304,700	349,500	367,100	390,200	434,600	477,600	535,500
50	207,400	268,500	306,400	351,400	368,700	392,000	436,100	479,700	537,700
51	209,200	270,300	308,100	353,300	370,300	393,800	437,600	481,800	539,900
52	211,000	272,100	309,800	355,200	371,900	395,600	439,100	483,900	542,100
53	212,600	273,700	311,500	357,200	373,300	397,300	440,700	486,000	544,100
54	214,400	275,400	313,200	358,800	374,600	398,700	442,000	487,800	545,900
55	216,200	277,100	314,900	360,400	375,900	400,100	443,300	489,600	547,700
56	218,000	278,800	316,600	362,000	377,200	401,500	444,600	491,400	549,500
57	219,600	280,300	318,200	363,400	378,400	403,000	445,700	493,000	551,400
58	221,400	281,900	319,900	364,800	379,400	404,200	446,700	494,500	553,100
59	223,200	283,500	321,600	366,200	380,400	405,400	447,700	496,000	554,800
60	225,000	285,100	323,300	367,600	381,400	406,600	448,700	497,500	556,500
61	226,600	286,700	324,800	369,000	382,400	407,600	449,700	499,100	558,200
62	228,300	288,200	326,200	370,100	383,300	408,400	450,700	500,100	559,900
63	230,000	289,700	327,600	371,200	384,200	409,200	451,700	501,100	561,600
64	231,700	291,200	329,000	372,300	385,100	410,000	452,700	502,100	563,300
65	233,200	292,700	330,200	373,400	386,000	410,900	453,500	503,000	564,900
66	234,800	294,200	331,400	374,300	386,900	411,700	454,500	503,900	566,100
67	236,400	295,700	332,600	375,200	387,800	412,500	455,500	504,800	567,300
68	238,000	297,200	333,800	376,100	388,700	413,300	456,500	505,700	568,500
69	239,400	298,600	334,800	376,900	389,500	414,200	457,300	506,400	569,500
70	240,900	299,900	335,900	377,700	390,400	415,000	458,200	507,300	570,700
71	242,400	301,200	337,000	378,500	391,300	415,800	459,100	508,200	571,900
72	243,900	302,500	338,100	379,300	392,200	416,600	460,000	509,100	573,100
73	245,200	303,800	339,300	380,200	393,000	417,500	460,900	509,800	574,100
74	246,600	305,000	340,400	381,000	393,900	418,300	461,600	510,700	575,300
75	248,000	306,200	341,500	381,800	394,800	419,100	462,300	511,600	576,500
76	249,400	307,400	342,600	382,600	395,700	419,900	463,000	512,500	577,700
77	250,600	308,600	343,700	383,400	396,400	420,800	463,800	513,200	578,700
78	251,900	309,500	344,800	384,200	397,200	421,600	464,500	514,100	579,900
79	253,200	310,400	345,900	385,000	398,000	422,400	465,200	515,000	581,100
80	254,500	311,300	347,000	385,800	398,800	423,200	465,900	515,900	582,300
81	255,600	312,300	348,100	386,500	399,400	424,000	466,700	516,600	583,300
82	256,700	313,100	349,100	387,300	400,100	424,700	467,400	517,500	
83	257,800	313,900	350,100	388,100	400,800	425,400	468,100	518,400	
84	258,900	314,700	351,100	388,900	401,500	426,100	468,800	519,300	
85	260,100	315,500	352,100	389,500	402,200	426,600	469,600	520,000	
86	261,100	316,200	353,100	390,300	402,900	427,300	470,300	520,900	
87	262,100	316,900	354,100	391,100	403,600	428,000	471,000	521,800	
88	263,100	317,600	355,100	391,900	404,300	428,700	471,700	522,700	
89	264,100	318,100	356,100	392,500	404,800	429,200	472,500	523,400	
90	264,900	318,600	357,100	393,200	405,500	429,900	473,200		
91	265,700	319,100	358,100	393,900	406,200	430,600	473,900		

92	266,500	319,600	359,100	394,600	406,900	431,300	474,600
93	267,100	320,200	359,900	395,400	407,400	431,800	475,400
94	267,600	320,700	360,800	396,000	408,100	432,500	476,100
95	268,100	321,200	361,700	396,600	408,800	433,200	476,800
96	268,600	321,700	362,600	397,200	409,500	433,900	477,500
97	268,900	322,300	363,500	397,600	410,000	434,400	478,300
98		322,800	364,400	398,200	410,700	435,100	
99		323,300	365,300	398,800	411,400	435,800	
100		323,800	366,200	399,400	412,100	436,500	
101		324,400	367,100	399,800	412,600	437,000	
102		324,900	367,900	400,400	413,300	437,700	
103		325,400	368,700	401,000	414,000	438,400	
104		325,900	369,500	401,600	414,700	439,100	
105		326,500	370,300	402,000	415,200	439,600	
106		327,000	371,000	402,600	415,900		
107		327,500	371,700	403,200	416,600		
108		328,000	372,400	403,800	417,300		
109		328,600	373,100	404,200	417,800		
110		329,100	373,700	404,800	418,500		
111		329,600	374,300	405,400	419,200		
112		330,100	374,900	406,000	419,900		
113		330,600	375,400	406,400	420,400		
114		331,100	375,900	407,000	421,100		
115		331,600	376,400	407,600	421,800		
116		332,100	376,900	408,200	422,500		
117		332,400	377,200	408,600	423,000		
118		332,900	377,700				
119		333,400	378,200				
120		333,900	378,700				
121		334,200	379,000				
122		334,700	379,500				
123		335,200	380,000				
124		335,700	380,500				
125		336,000	380,800				
126		336,500	381,300				
127		337,000	381,800				
128		337,500	382,300				
129		337,800	382,600				
130		338,300	383,100				
131		338,800	383,600				
132		339,300	384,100				
133		339,600	384,400				
134		340,100	384,900				
135		340,600	385,400				
136		341,100	385,900				
137		341,400	386,200				



別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第27条関係）

支給対象となる職務	支給額
下水処理作業	日額 700 円
除じん作業	日額 650 円
下水処理機械整備作業	日額 600 円
下水水質試験，下水道管路巡視作業，ポンプ場巡視作業及び下水処理技術	日額 500 円
滞納整理	日額 450 円
浄水作業及び疏水除じん作業	日額 400 円
守衛	日額 350 円
下水現場技術	日額 300 円
漏調監督，疏水維持作業，開閉栓業務，車両整備工，浄水場維持整備作業及び水道水質試験	日額 200 円
水道現場技術，下水道認定業務及び用地管理業務	日額 150 円

別表第5（第28条関係）

奨励金換算表

取替え種類	口 径							
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100～ 150mm	200mm
普通取替え	1.0件	1.5件	2.0件	3.5件	18.0件	27.0件	36.0件	54.0件
事故取替え	作業の軽重により2件から8件までの範囲内で所属長の認定による。							



別表第6及び別表第7を削り、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第28条関係）

減額換算件数基準表

1 水道メーター点検 (1) 誤謬その他重大な過失があった場合は、その軽重を勘案して1件につき換算5件を最低限度として所属長の認定した件数 (2) 虚偽の点検をしたことが判明したときは、以後奨励金の支給を停止する。ただし、その後の勤務成績が特に良好な場合は停止を解除することがある。	
2 水道メーター取替え (1) 作業の不注意によって取替え後漏水した場合は、1個につき換算 (2) 取替え後通水の確認をしなかった場合は、1個につき換算 (3) 水道メーター取付通知書、水道メーター引揚通知書及び水道メーター故障伝票を紛失した場合は、1枚につき換算 (4) 水道メーター取付通知書、水道メーター引揚通知書及び水道メーター故障伝票記載の種別番号以外の水道メーターを取り付け又は取り外した場合は、1個につき換算 (5) 事故を生じた際所定の報告を怠った場合その他取替作業員の不注意によって作業に支障を与えた場合は、その軽重により所属長の認定した件数	5件 10件 5件 5件
3 その他の減額 前項各号に規定する場合以外で、担当課長（営業所長を含む。以下同じ。）において第28条第3項に該当すると認めたときは、当該担当課長において決定した件数	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日においてこの規程による改正前の京都市上下水道局職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、附則第4項に規定する職員の新号給を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、別に定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事

情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関するこの規程による改正後の京都市上下水道局職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第20条第1項、第29条の3第1項、第34条第1項、同条第4項、同条第5項、第37条の8第2項、第39条第1項及び同条第2項の適用については、改正後の規程第20条第1項、第29条の3第1項、第34条第1項、同条第4項、同条第5項、第37条の8第2項、第39条第1項及び同条2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年3月30日上下水道企業管理規程第11号。以下「平成19年改正規程」という。）附則第6項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

（地域手当に関する特例）

- 10 改正後の規程第20条第1項の規定にかかわらず、東京都の特別区の区域内に存する勤務公署に勤務する職員に対する地域手当の月額については、同項に掲げる額の合計額の100分の14に相当する額とする。

（その他の経過措置）

- 11 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は管理者が定める。

附則別表第 1

給 料 表	旧 級	新 級
上下水道局企業職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
	10 級	9 級

附則別表第2

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満	1	29	5	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	30	6	2	2	2	2	2	2	2
	6月以上9月未満	3	31	7	3	3	3	3	3	3	3
	9月以上12月未満	4	32	8	4	4	4	4	4	4	4
	12月以上	5	33	9	5	5	5	5	5	5	5
2	3月未満	5	33	9	5	5	5	5	5	5	5
	3月以上6月未満	6	33	10	6	6	6	6	6	6	6
	6月以上9月未満	7	34	11	7	7	7	7	7	7	7
	9月以上12月未満	8	34	12	8	8	8	8	8	8	8
	12月以上	9	35	13	9	9	9	9	9	9	9
3	3月未満	9	35	17	9	9	9	9	9	9	9
	3月以上6月未満	10	35	18	10	10	10	10	10	10	10
	6月以上9月未満	11	36	19	11	11	11	11	11	11	11
	9月以上12月未満	12	36	20	12	12	12	12	12	12	12
	12月以上	13	37	21	13	13	13	13	13	13	13
4	3月未満	13	37	21	13	13	13	13	13	13	13
	3月以上6月未満	14	38	21	14	14	14	14	14	14	14
	6月以上9月未満	15	39	22	15	15	15	15	15	15	15
	9月以上12月未満	16	40	22	16	16	16	16	16	16	16
	12月以上	17	41	23	17	17	17	17	17	17	17
5	3月未満	17	41	23	17	17	17	17	17	17	17
	3月以上6月未満	18	42	23	18	18	18	18	18	18	18
	6月以上9月未満	19	43	24	19	19	19	19	19	19	19
	9月以上12月未満	20	44	24	20	20	20	20	20	20	20
	12月以上	21	45	25	21	21	21	21	21	21	21
6	3月未満	21	45	25	21	21	21	21	21	21	21
	3月以上6月未満	22	46	26	22	22	22	22	22	22	22
	6月以上9月未満	23	47	27	23	23	23	23	23	23	23
	9月以上12月未満	24	48	28	24	24	24	24	24	24	24
	12月以上	25	49	29	25	25	25	25	25	25	25
7	3月未満	25	49	33	25	25	25	25	25	25	25
	3月以上6月未満	26	50	34	26	26	26	26	26	26	26
	6月以上9月未満	27	51	35	27	27	27	27	27	27	27
	9月以上12月未満	28	52	36	28	28	28	28	28	28	28
	12月以上	29	53	37	29	29	29	29	29	29	29
8	3月未満	29	53	37	29	29	29	29	29	29	29
	3月以上6月未満	30	54	38	30	30	30	30	30	30	30
	6月以上9月未満	31	55	39	31	31	31	31	31	31	31
	9月以上12月未満	32	56	40	32	32	32	32	32	32	32
	12月以上	33	57	41	33	33	33	33	33	33	33
9	3月未満	33	61	41	33	33	33	33	33	33	33
	3月以上6月未満	34	62	42	34	34	34	34	34	34	34
	6月以上9月未満	35	63	43	35	35	35	35	35	35	35
	9月以上12月未満	36	64	44	36	36	36	36	36	36	36
	12月以上	37	65	45	37	37	37	37	37	37	37
10	3月未満	37	65	45	37	37	37	37	37	37	37
	3月以上6月未満	38	66	46	38	38	38	38	38	38	38
	6月以上9月未満	39	67	47	39	39	39	39	39	39	39
	9月以上12月未満	40	68	48	40	40	40	40	40	40	40
	12月以上	41	69	49	41	41	41	41	41	41	41
11	3月未満	41	69	49	41	41	41	41	41	41	41
	3月以上6月未満	42	70	50	42	42	42	42	42	42	42
	6月以上9月未満	43	71	51	43	43	43	43	43	43	43
	9月以上12月未満	44	72	52	44	44	44	44	44	44	44
	12月以上	45	73	53	45	45	45	45	45	45	45
12	3月未満	45	73	53	45	45	45	45	45	45	45
	3月以上6月未満	46	74	54	46	46	46	46	46	46	46
	6月以上9月未満	47	75	55	47	47	47	47	47	47	47
	9月以上12月未満	48	76	56	48	48	48	48	48	48	48
	12月以上	49	77	57	49	49	49	49	49	49	49

13	3 月 未 滿	49	77	57	49	49	49	49	49	49	49
	3 月 以 上 6 月 未 滿	49	78	58	50	50	50	50	50	50	50
	6 月 以 上 9 月 未 滿	50	79	59	51	51	51	51	51	51	51
	9 月 以 上 12 月 未 滿	50	80	60	52	52	52	52	52	52	52
	12 月 以 上	51	81	61	53	53	53	53	53	53	53
14	3 月 未 滿	51	81	61	53	53	53	53	53	53	53
	3 月 以 上 6 月 未 滿	51	82	62	54	54	54	54	54	54	54
	6 月 以 上 9 月 未 滿	52	83	63	55	55	55	55	55	55	55
	9 月 以 上 12 月 未 滿	52	84	64	56	56	56	56	56	56	56
	12 月 以 上	53	85	65	57	57	57	57	57	57	57
15	3 月 未 滿	53	85	65	57	57	57	57	57	57	57
	3 月 以 上 6 月 未 滿	54	86	66	58	58	58	58	58	58	58
	6 月 以 上 9 月 未 滿	55	87	67	59	59	59	59	59	59	59
	9 月 以 上 12 月 未 滿	56	88	68	60	60	60	60	60	60	60
	12 月 以 上	57	89	69	61	61	61	61	61	61	61
16	3 月 未 滿	57	93	69	61	61	61	61	61	61	61
	3 月 以 上 6 月 未 滿	57	94	70	62	62	62	62	62	62	62
	6 月 以 上 9 月 未 滿	58	95	71	63	63	63	63	63	63	63
	9 月 以 上 12 月 未 滿	58	96	72	64	64	64	64	64	64	64
	12 月 以 上	59	97	73	65	65	65	65	65	65	65
17	3 月 未 滿	59	97	77	65	65	65	65	65	65	65
	3 月 以 上 6 月 未 滿	59	97	78	66	66	66	66	66	66	66
	6 月 以 上 9 月 未 滿	60	97	79	67	67	67	67	67	67	67
	9 月 以 上 12 月 未 滿	60	97	80	68	68	68	68	68	68	68
	12 月 以 上	61	97	81	69	69	69	69	69	69	69
18	3 月 未 滿	61	97	81	69	69	69	69	69	69	69
	3 月 以 上 6 月 未 滿	62	97	82	70	70	70	70	70	70	70
	6 月 以 上 9 月 未 滿	63	97	83	71	71	71	71	71	71	71
	9 月 以 上 12 月 未 滿	64	97	84	72	72	72	72	72	72	72
	12 月 以 上	65	97	85	73	73	73	73	73	73	73
19	3 月 未 滿	65	97	85	73	73	73	73	73		
	3 月 以 上 6 月 未 滿	65	97	86	74	74	74	74	74		
	6 月 以 上 9 月 未 滿	66	97	87	75	75	75	75	75		
	9 月 以 上 12 月 未 滿	66	97	88	76	76	76	76	76		
	12 月 以 上	67	97	89	77	77	77	77	77		
20	3 月 未 滿	67	97	93	77	77	77	77	77		
	3 月 以 上 6 月 未 滿	67	97	94	78	78	78	78	78		
	6 月 以 上 9 月 未 滿	68	97	95	79	79	79	79	79		
	9 月 以 上 12 月 未 滿	68	97	96	80	80	80	80	80		
	12 月 以 上	69	97	97	81	81	81	81	81		
21	3 月 未 滿	69	97	101	81	81	81	81			
	3 月 以 上 6 月 未 滿	69	97	102	82	82	82	82			
	6 月 以 上 9 月 未 滿	69	97	103	83	83	83	83			
	9 月 以 上 12 月 未 滿	70	97	104	84	84	84	84			
	12 月 以 上	70	97	105	85	85	85	85			
22	3 月 未 滿	70	97	105	85	85	85	85			
	3 月 以 上 6 月 未 滿	70	97	106	86	86	86	86			
	6 月 以 上 9 月 未 滿	71	97	107	87	87	87	87			
	9 月 以 上 12 月 未 滿	71	97	108	88	88	88	88			
	12 月 以 上	71	97	109	89	89	89	89			
23	3 月 未 滿	71	97	113	89	89	89	89			
	3 月 以 上 6 月 未 滿	72	97	113	90	90	90				
	6 月 以 上 9 月 未 滿	72	97	114	91	91	91				
	9 月 以 上 12 月 未 滿	72	97	114	92	92	92				
	12 月 以 上	73	97	115	93	93	93				
24	3 月 未 滿	73	97	115	93	93					
	3 月 以 上 6 月 未 滿	73	97	115	94	94					
	6 月 以 上 9 月 未 滿	74	97	116	95	95					
	9 月 以 上 12 月 未 滿	74	97	116	96	96					
	12 月 以 上	75	97	117	97	97					



(上下水道局総務部職員課)